

令和3年度以降に世界自然遺産関係で実施・計画している事業について

世界自然遺産登録に向けた経緯と今後の予定

2017年2月：ユネスコ世界遺産センターへ推薦書提出

2018年5月：世界遺産委員会諮問機関(IUCN)による延期勧告
(→6月：推薦書の一旦取り下げ)

2019年2月：ユネスコ世界遺産センターへ推薦書提出

2019年10月：IUCNによる現地調査



新型コロナの影響による第44回世界遺産委員会の日程変更の経緯

- 2020年4月：2020年夏(予定)の第44回世界遺産委員会の日程延期
- 2020年11月：委員会を2021年6～7月の間に開催することが決定
- 2021年3月：委員会を2021年7月16日～31日(うち20日を除く)に、オンラインで開催することが決定

2021年5月10日：IUCNによる評価結果の勧告 ← **世界遺産一覧表への「記載」が適当**

<今後の予定>

2021年7月16日～31日：第44回世界遺産委員会（世界遺産登録の可否決定）
※オンライン開催

奄美大島、徳之島、沖縄島北部及び西表島に関する IUCN 評価結果の概要について

1. 世界遺産一覧表への記載の可否

世界遺産一覧表への記載の可否に関する勧告は以下の4段階に区分されており、「奄美大島、徳之島、沖縄島北部及び西表島」については、「記載が適当」との勧告がなされた。

○	記載 Inscription	世界遺産一覧表に記載するもの。
	情報照会 Referral	追加情報の提出を求めた上で、次回以降に再審議するもの。
	延期 Deferral	より綿密な調査や推薦書の本質的な改定が必要なもの（推薦書の再提出後、約1年半をかけて再度諮問機関の審査を受ける必要がある）。
	不記載 Not to inscribe	記載にふさわしくないもの（世界遺産委員会で不記載決議となった場合、例外的な場合を除き再推薦は不可）。

2. 記載基準への適合

自然遺産の記載基準のうち、以下に合致することが認められた。

記載基準	評価の内容
x 生物多様性	<u>国際的にも希少な固有種に代表される生物多様性保全上重要な地域である。</u>

3. 指摘事項等

- 当該国のこの資産の保全に対する決意と、完全性に対する疑問に対処するために当初の推薦を修正した努力を賞賛する。
- 以下について対応を要請する。
 - a) 特に西表島について、観光客の収容能力と影響に関する評価が実施され、観光管理計画に統合されるまでは、観光客の上限を設けるか、減少させるための措置を要請する。
 - b) 希少種（特にアマミノクロウサギ、イリオモテヤマネコ、ヤンバルクイナ）の交通

事故死を減少させるための交通管理の取組の効果を検証し、必要な場合には強化するよう要請する。

c) 可能な場合には、自然再生のアプローチを採用するための包括的な河川再生戦略を策定するよう要請する。

d) 緩衝地帯における森林伐採について適切に管理するとともに、あらゆる伐採を厳に緩衝地帯の中にとどめるよう要請する。

- 上記要請事項への対応状況について、2022年12月1日までにユネスコに提出し、IUCNの評価を受けるよう要請する。

(令和3年度)奄美群島観光戦略検討会議

趣 旨

世界自然遺産登録を機に、地元自治体が「奄美群島観光マスタープラン」の策定を検討している。この策定を支援するため、現行の「奄美群島成長戦略プロジェクト推進会議」を発展的に改組し、観光分野におけるウィズコロナへの対応やDXの推進、生活環境や自然環境への負荷軽減策等について、内外の事例の奄美群島への適用可能性を検討する。併せて、地域が民間と連携して実施する成長戦略の実現や持続的な地域づくりに向けた案件形成を支援する。

委員構成等

- ・学識経験者、関係機関、地元民間有識者等により構成する。
 - ・必要に応じて関係省庁と連携・調整する。
- 【事務局：国土交通省、鹿児島県、奄美群島広域事務組合】

検討体制

検討会議

ウィズコロナ下の受入体制整備WG

- ・3密回避・非接触型の観光手法
- ・業種別ガイドラインの利活用に対する支援
- ・感染症関連の情報発信の整備 等

オーバーツーリズム対策WG

- ・訪問客増に伴う生活環境や自然環境への負担軽減策
- ・世界自然遺産地域以外への観光客の分散
- ・希少種のロードキル防止 等

DXの推進WG

- ・デジタル人材の育成・確保
- ・ワーケーション環境の整備
- ・VRを駆使した体験型観光の整備 等



世界自然遺産推薦地「奄美大島、徳之島、沖縄島北部及び西表島」に世界遺産センター（仮称）を整備します。

1. 事業目的

- ① 世界自然遺産推薦地「奄美大島、徳之島、沖縄島北部及び西表島」における保全管理の拠点として整備。
- ② IUCNからも指摘された観光管理施設の整備により、適切な観光管理を図る。
- ③ 総合的なインフォメーションの提供を行う。

2. 事業内容

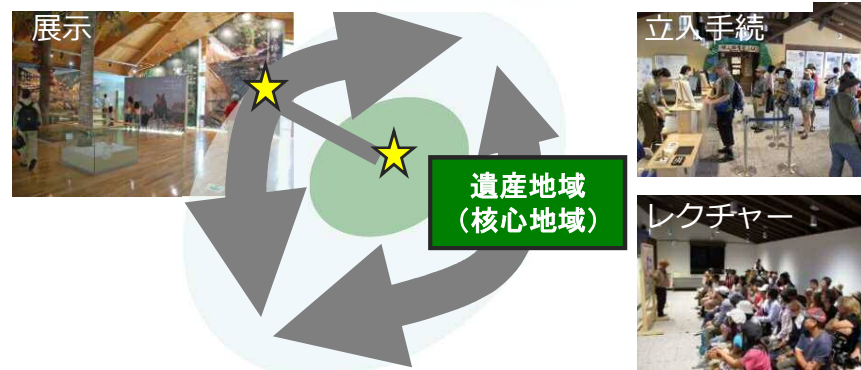
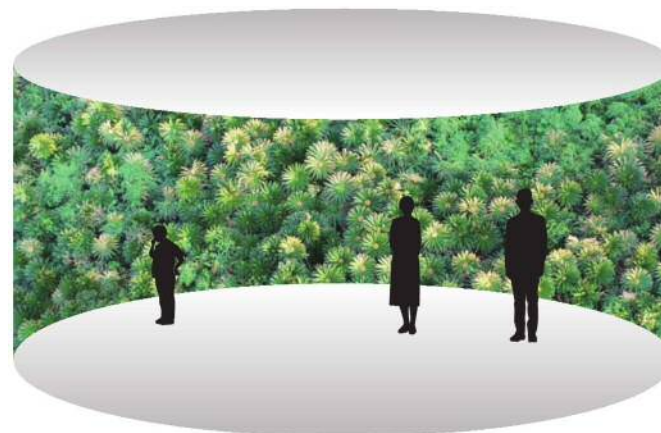
IUCN勧告を踏まえた適切な保護管理及び利用者対応のための普及啓発体制を整えるとともに、推薦地の観光利用にあたって、少人数利用を基本とする遺産地域利用の事前レクチャーの実施、多人数の観光客も遺産価値を享受できるVR等を活用した感性に訴える展示施設など、ゾーンに応じた適切な利用を推進するための世界遺産センター（仮称）の整備を行います。

※ 「奄美大島、徳之島、沖縄島北部及び西表島」については、平成30年5月に、世界遺産登録審査を担うIUCNから「延期」勧告を受けた際に、観光客の増加に伴う推薦地への影響が遺産価値に対する脅威として指摘されており、主要な観光開発地帯や観光誘引地域において、観光管理施設、解説システム等を設置するよう指摘を受けている。

3. 事業スキーム

- 事業形態 請負事業
- 請負先 民間事業者
- 実施期間 平成27年度～令和6年度（予定）

4. 事業イメージ



「日本版持続可能な観光ガイドライン」導入モデル事業

地方公共団体等による「持続可能な観光地マネジメント」導入の促進

- ガイドラインを活用した持続可能な観光への取組について、令和3年度のモデル地域15地域※で実際に導入して、導入のプロセスのモデル構築を行う。
- 取組の内容は、モデル地域として応募のあった地域等、関心のある地域へ随時共有を行う。
- 最終的には取組内容を公表し、より多くの地域に導入・普及させる契機とする。

※一般社団法人あまみ大島観光物産連盟(奄美市、龍郷町、大和村、宇検村、瀬戸内町)、鹿児島県大島郡与論町のほか13地域

ガイドラインの役割・内容の理解

○オリエンテーション

- ・目的等の説明

○GSTCトレーニングプログラム(予定)

- ・GSTC公認トレーニングプログラムにより、ガイドラインへの理解を促進

- ・モデル地域以外でも参加可能とし、より多くの地域での取組を推進



GSTC公認トレーナーによる講義(沖縄県)

ガイドラインに基づく取組等の実施

○有識者の派遣(予定)

- ・あらゆる専門分野の有識者から取組への助言

○ガイドラインに基づいた取組の実施

- ・アンケート調査等予定

※R3は2地域を予定(一般社団法人あまみ大島観光物産連盟含む)

○観光地プロフィールの作成

- ・地域の属性や全体像を把握

○国際的な認証機関による表彰制度へのエントリー支援

まとめ・今後の方針の決定

○アセスメントレポートの作成

- ・ガイドラインの各指標への取組状況を記載

○継続的なモニタリング

体制の検討・観光地計画への反映

○フィードバック

- ・ガイドラインへの取組に関する課題・提案等

世界自然遺産「奄美」 保全・活用事業

事業主体：鹿児島県

事業の目的

奄美の世界自然遺産登録後の適切な保全・管理の継続的な実施に向けて、自然環境の保全と利用の両立や後世に守り引き継いでいく意識の向上のほか、侵略的外来生物の侵入・定着や心ない人間による貴重な動植物の密猟等による防止対策を推進し、貴重な動植物の減少・絶滅等による世界遺産登録の抹消などということがないよう、世界自然遺産としての「顕著で普遍的な価値」を将来にわたり継承し、奄美群島の振興・発展に資する施策を実施する。

事業の概要

- ・ 関係機関等との検討会・部会の開催
- ・ 遺産地域（金作原等）における利用ルールの運用等
- ・ 自然環境に配慮した公共事業の推進



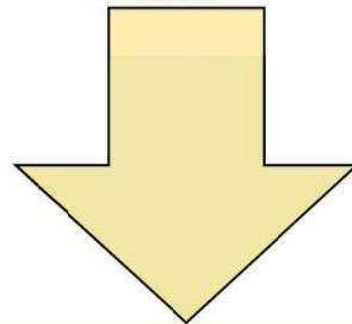
- ・ 貴重な生態系の保全
- ・ 奄美トレイルの推進
- ・ 奄美の世界自然遺産登録に係る普及啓発



アマミノクロウサギ



オビトカゲモドキ



成果目標

世界自然遺産登録後の適切な保全・管理 世界自然遺産の価値の維持・継承
遺産登録による群島全体の地域振興